

ギャンブル等への のめり込みによる借金の場合、 安易な肩代わりはやめましょう。

- ギャンブル等依存症は精神疾患の1つです。ギャンブル等をしたことのある人であれば、意思の強弱に関係なく、誰でもなり得るもので、自分の意思ではやめられない状態になってしまいます。
- ご家族が借金の肩代わりをする、病気を理解しないまま借金の返済を進めると適切な治療・診断に結びつかず、逆に新たな借金を作ってしまったたり、病気の回復を妨げてしまうことがあります。
- ギャンブル等依存症については、医療・相談機関（お住まいの地域の保健所・精神保健福祉センター等）に、借金返済については、お住まいの都道府県・市区町村や最寄りの財務局に相談しましょう。
- 本人が回復の必要性を自覚するまでには時間がかかることから、ご家族だけでも相談できますので、周囲の方が専門の機関に相談して、「適切なサポート」の仕方を知ることからはじめましょう。

お問い合わせ先

依存症の相談機関や基礎知識などは依存症対策全国センター（NCASA）のホームページをご覧ください。

依存症対策全国センター



<https://www.ncasa-japan.jp/>



GA（ギャンブラーズ・アノニマス）【当事者】

046-240-7279

（公社）ギャンブル依存症問題を考える会

03-3555-1725

ギャマノン【家族・友人】

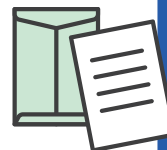
03-6659-4879

（NPO）全国ギャンブル依存症家族の会

090-6737-8665

貸付自粛制度について

浪費やギャンブル等依存症による借金により、ご本人やそのご家族の生活に支障を生じさせるおそれがある場合、日本貸金業協会または全国銀行個人信用情報センターに自らを自粛対象者とする旨を申告することで、貸付自粛情報が信用情報機関に登録され、信用情報機関の会員に貸付自粛情報を提供する制度です。



※申告できるのは原則ご本人のみです。

日本貸金業協会または全国銀行個人信用情報センターのどちらかへ申告することで、3つの信用情報機関（株）日本信用情報機構（JICC）、（株）シー・アイ・シー（CIC）及び全国銀行個人信用情報センター）に、貸付自粛情報が登録されます。銀行・貸金業者等は、貸付自粛情報を、契約者（申込者）の支払能力に関する調査のために利用します。

お問い合わせ先

日本貸金業協会
貸金業相談・紛争解決センター

ナビダイヤル **0570-051-051**

日本貸金業協会



<https://www.j-fsa.or.jp/personal/trouble/way/>



全国銀行個人信用情報センター

フリーダイヤル **0120-540-558**

TEL（携帯電話から） **03-3214-5020**



全国銀行協会



<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/selfcontrol/>



リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

家計のお悩み

してみませんか？
相談



肩代わり・借金・ローン・
ギャンブル依存・債務・ヤミ金融など

借入れ・ローンの返済などにお困りの方は
こちらのリーフレットをご覧ください。

金融庁
Financial Services Agency

多重債務問題で困っても、
ヤミ金融には絶対に
手をださないで。



正規の貸金業者とは、
国(財務局)・都道府県で
貸金業登録を受けています。

※SNSなどを通じた個人間でのお金の貸し借りや、給与ファクタリング、後払い(ツケ払い)現金化においては、ヤミ金融業者による違法な貸付けや、個人情報の悪用などの犯罪被害やトラブルに巻き込まれる危険性があります。

ヤミ金融の手口は巧妙で手が込んでいます。
実際の被害や手口、ヤミ金融業者の情報を
確認し、被害にあわないようにしましょう。

日本貸金業協会



https://www.j-fsa.or.jp/topics/association/dark_finance.php



ヤミ金融から連絡があっても、
毅然とした態度で、
無視しましょう。

※連絡を取ることがあなたの情報を
与えることになります。



もし被害にあったら一人で悩まず、
まず相談。

悪質業者の被害にあった時は、

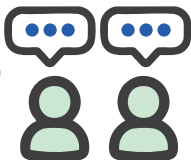
日本貸金業協会

都道府県庁の相談窓口

消費生活センター

警察

などにすぐに連絡してください。



金融庁のホームページでも
多重債務問題について
掲載しています。

金融庁 多重債務



<https://www.fsa.go.jp/policy/kashikin/>



多重債務に関するお問い合わせ先

一般消費者向け相談窓口

九州財務局宮崎財務事務所 (月～金、9時から12時、13時から17時まで)	0985-42-7524
宮崎県消費生活センター (月～金、9時から16時30分まで)	0985-25-0999
宮崎県消費生活センター都城支所 (月～金、9時から16時30分まで)	0986-24-0999
宮崎県消費生活センター延岡支所 (月～金、9時から16時30分まで)	0982-31-0999
宮崎県商工政策課経営金融支援室 (月～金、8時30分から17時15分まで)	0985-26-7097
宮崎県消費者金融相談所 (月～金、10時から17時まで)	0985-26-7100
消費者ホットライン ※お近くの市区町村や都道府県の消費生活センター等の 消費生活相談窓口をご案内します。	188
(公財)日本クレジットカウンセリング協会 (月～金:9時から21時まで、土曜日:9時から17時まで)	0570-031640
法テラス・サポートダイヤル (月～金:9時から21時まで、土曜日:9時から17時まで)	0570-078374
宮崎県弁護士会法律相談センター【予約制】 多重債務無料相談 (毎週水曜13時30分から16時30分:1枠30分)	0985-22-2466
宮崎県司法書士会司法書士ホットライン (月～金、9時から12時、13時から16時まで) ※すべて祝日・年末年始を除く	0120-969657

事業者向け相談窓口

宮崎県商工政策課経営金融支援室 (月～金、8時30分から17時15分まで)	0985-26-7097
法テラス・サポートダイヤル (月～金:9時から21時まで、土曜日:9時から17時まで)	0570-078374
宮崎県司法書士会 (月～金、8時30分から17時まで)	0985-28-8538

日本弁護士連合会ひまわり中小企業センター
ひまわりほっとダイヤル
(月～金、10時から12時、13時から16時まで)
※すべて祝日・年末年始を除く

0570-001-240

市区町村の相談窓口

宮崎市		
国富町	宮崎市消費生活センター (宮崎市・国富町・綾町にお住まいの方)	0985-21-1755
綾町		
都城市	都城市消費生活センター (都城市・三股町にお住まいの方)	0986-23-7154
三股町	三股町福祉・消費生活相談センター (三股町・都城市にお住まいの方)	0986-52-0999
延岡市		
高千穂町	延岡市消費生活センター (延岡市・高千穂町・日之影町・五ヶ瀬町に お住まいの方)	0982-26-0111
日之影町		
五ヶ瀬町		
日南市	日南串間消費生活センター (日南市・串間市にお住まいの方)	0987-23-4390
串間市		
小林市		
えびの市	西諸県地域消費生活相談窓口 (小林市・えびの市・高原町にお住まいの方)	0984-23-1179
高原町		
日向市		
門川町		
諸塚村	日向地区広域消費生活センター (日向市・門川町・諸塚村・椎葉村・美郷町に お住まいの方)	0982-55-9111
椎葉村		
美郷町		
西都市		
高鍋町		
新富町		
西米良村	西都児湯消費生活相談センター (西都市・高鍋町・新富町・西米良村・木城町・ 川南町・都農町にお住まいの方)	0983-23-2110
木城町		
川南町		
都農町		